

平成27年4月28日

答申第519号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「24年度消費税申告書の貸倒れに係る税額控除1,448百万円の債権額のうち、23年度発生債権額は29,454百万円です。一方、24年度決算の未収受信料欠損処理額は9,930百万円となっています。①29,454百万円がどのような金額データを転記した金額なのか。②29,454百万円と9,930百万円はどのように連動しているのか。」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち①は開示したが、②は文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年4月28日（第215回審議委員会）

第538号諮問、審議、答申